

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	C3棟フロア移設に伴う公刊情報収集装置のネットワーク構築・L2スイッチ設定等役務	DIH-LG-26014	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 8年 5月 11日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	情報本部画像・地理部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部画像・地理部（以下、“官側”という。）が調達する「C3棟フロア移設に伴う公刊情報収集装置のネットワーク構築・L2スイッチ設定等役務」（以下、“本役務”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

b) 仕様書

DIH-CT-23003 公刊情報収集装置の借上（05換装）

1.2.2 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

b) 仕様書

DIH-LG-26007 C3棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務（その2）

2 役務に関する要求

2.1 本役務の概要

C3棟においては、情報本部の新たな体制／態勢に合わせ、大規模な執務室の区割り変更を行っており、この一環として、令和7年度には、情報本部画像・地理部内の執務室の区割り変更に伴うフロア移設を完了したところである。令和8年度は、画像・地理部にとどまらず、情報本部他部を含めた大規模な執務室の区割り変更に伴うフロア移設を行う計画である。

かかる情報本部内の執務室の区割り変更において、本役務は、移設後の公刊情報収集装置（公刊情報収集装置の借上（05換装）（仕様書番号：DIH-CT-23003。以下、“公刊情報収集装置借上契

約”という。)により官側が使用している装置をいう。)について、適切なネットワークを構築し、ネットワーク構築後のL2スイッチ設定及び公刊情報収集装置の動作確認(ネットワークへの導通確認)を行うものである。本役務は、別に契約するフロア移設役務「C3棟各執務室の通信器材及び什器移設等役務(その2)」(DIH-LG-26007。以下、“フロア移設役務”という。)と並行して実施する作業であり、本役務の実施に当たっては、当該フロア移設役務の実施と連携した上で作業を進めなければならない。

2.2 一般要求事項

本役務における一般要求事項は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の全部を下請負者、再委託先等に委託してはならない。また、本役務の一部を下請負者、再委託先等に発注又は委託する場合にも、本役務の作業の実施中、契約相手方の社員が常時継続的に現場において下請負者、再委託先等への指示・監督に当たらなければならない。
- b) 本役務の実施に当たり、契約相手方(下請負者、再委託先等を含む。)は、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。
- c) 本役務は、C3棟に所在する情報本部の複数部局にまたがるフロア移設事業と連携して作業を進める役務であり、当該フロア移設事業を含め、本役務は、情報本部の運用に影響を及ぼすことのないよう限定された時間枠で進める必要があることから、契約相手方は本役務の実施に当たり、官側と念入りに調整を行うことでフロア移設事業との連携を図るとともに、夜間及び土日祝日も含めた作業となる可能性があることをあらかじめ承諾していなければならない。

2.3 役務の実施体制

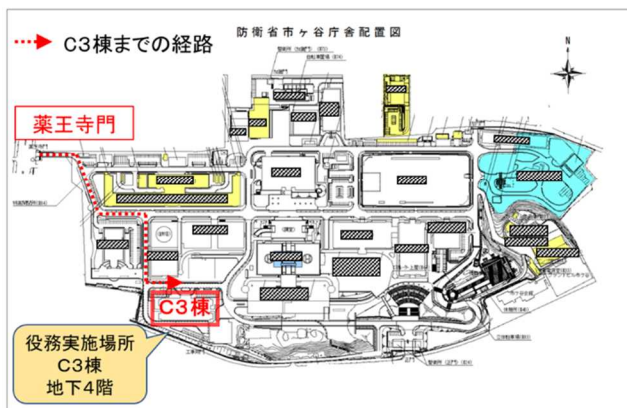
契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する個人(以下、“業務従事者”という。)を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が、本役務に関する経験、資格、業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、前記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学(母国語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が、他の手持ち業務等の関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

2.4 役務の実施場所

本役務の実施場所は、東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省市ヶ谷庁舎C3棟内とし、その細部は図1のとおりである。

防衛省市ヶ谷庁舎 C3棟



C 3 棟 B 4 階 (概略図)



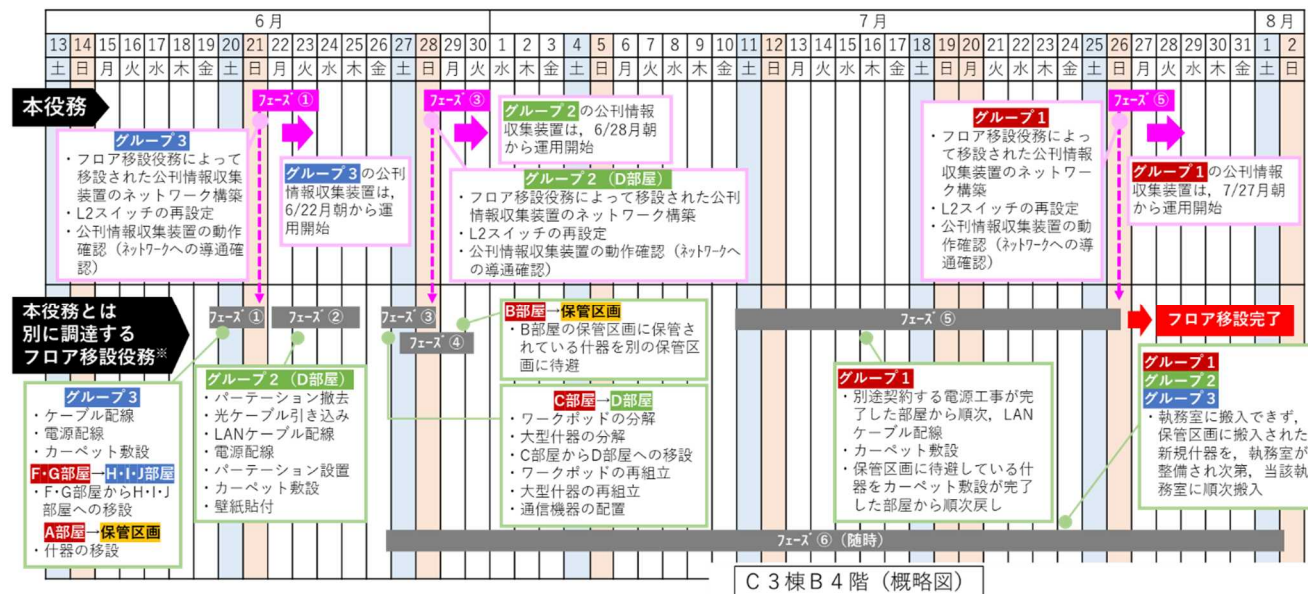
図 1 役務の実施場所

2.5 役務期間及び実施内容・実施時期

本役務における役務期間及び実施内容・実施時期に関する事項は、次のとおりとする。

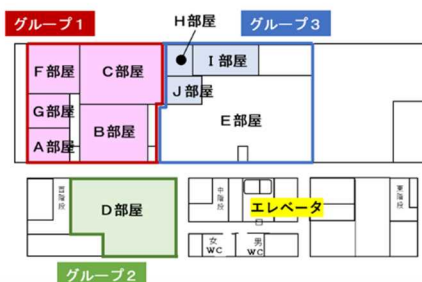
- 本役務の期間は、契約締結日から令和8年9月30日（水）までとする。
- 本役務と、本役務とは別に調達するフロア移設役務のスケジュールを並行して示すと、表1のとおりであり、本役務は官側を通じてフロア移設役務と連携を図りながら作業を進める必要があるため、実際の作業の実施時期については、官側と念入りな調整を行った上で決定しなければならない。

表 1 本役務の実施時期



※ C 3 棟各執務室の通信器材及び仕器移設等役務（その2）
（仕様番番号：DIH-LG-26007）

注）表中の工程は目安であり、実際の工程及び実施日は、契約相手方が官側と調整して決定する（本役務とは別に調達するフロア移設役務の実施時期と合わせて作業を行う必要があるため、具体的な実施日の決定に当たっては、官側と十分な調整を行う必要がある）。



2.6 公刊情報収集装置のネットワーク構築

本役務における公刊情報収集装置のネットワーク構築に関する事項は、次のとおりとする。

- a) グループ1，グループ2及びグループ3の区画において構築する公刊情報収集装置のネットワークは、**図2**の概略図を基準とする。
- b) 契約相手方は、**図2**の概略図を基準に、フェーズ①の期間にあつてはグループ3の区画，フェーズ③にあつてはグループ2の区画，フェーズ⑤にあつてはグループ1の区画において、それぞれ公刊情報収集装置のネットワークを構築する。
- c) ネットワークを構築する。なお、フロア移設役務と役務作業が重複する部分については、フロア移設役務において準備することを基本とし、契約相手方は、フロア移設役務で敷設する機器（**図2**中、緑色で明示）と、執務室に既設の機器（**図2**中、黒色で明示）を有効に利用しながら、ネットワークを完成させる。

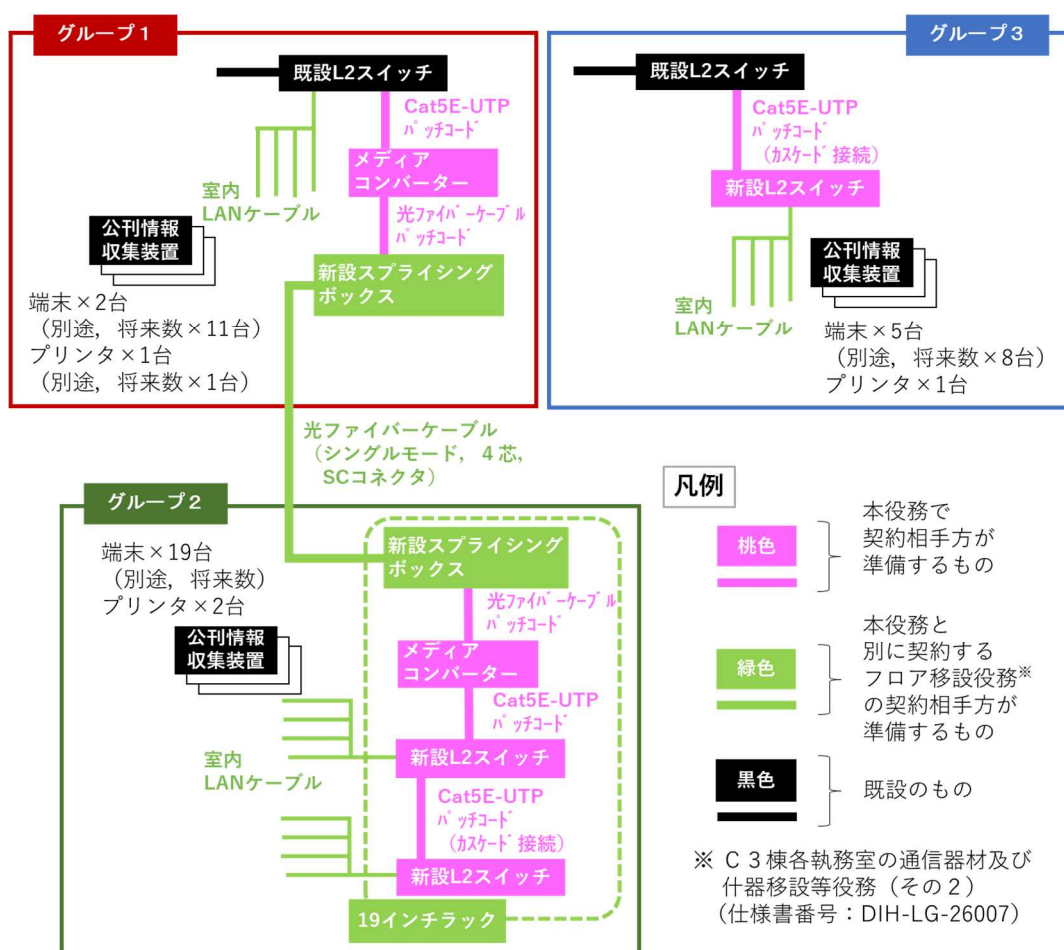


図2 本役務で構築するネットワークの概要

- d) ネットワーク構築に当たり、フロア移設役務の契約相手方が担当する区画を適切に施工できるように、契約相手方は官側を通じて、フロア移設役務の契約相手方との連携を図るものとする。具体的には、官側主催する三者間の打合わせ（官側、本役務の契約相手方及びフロア移設の契約相手方による打合わせ）を通じ、フロア移設の契約相手方に対し、光ファイバーケーブル敷設、室内LANケーブル敷設等に関し、助言等の技術的支援を行うこととする。
- e) ネットワークの構築に当たり、契約相手方が準備する機器の規格等は、**表2**のとおりとする。

表2 ネットワーク構築に当たり契約相手方が準備する機器の規格等

番号	品名	規格	数量（本）			
			グループ1	グループ2	グループ3	合計
1	L2スイッチ	CISCO C1300-24T-4G	0	2	1	3
2	メディアコンバーター	大電 DN5810SG2E	1	1	0	2
3	光ファイバーケーブル パッチコード	ネットワークを構築する のに適当なもの	—	—	—	必要数
4	Cat5E-UTPパッチコード	ネットワークを構築する のに適当なもの	—	—	—	必要数
注) 「規格」として記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、製品を指定するものではない。記載した規格と別のカタログ製品を使用する場合には、事前に官側と調整を行うものとする。						

2.7 L2スイッチの設定・公開情報収集装置の動作確認

本役務における公開情報収集装置のネットワーク構築に関する事項は、次のとおりとする。

- a) 公開情報収集装置の移設は、フロア移設役務において行われる（本役務の契約相手方は、公開情報収集装置の移設を行う必要はない。）。
- b) 契約相手方は、執務室内の所定のレイアウトに公開情報収集装置が移設された後、公開情報収集装置をネットワークに接続し、L2スイッチの設定を行う。公開情報収集装置の端末において設定作業が必要な場合には、当該設定作業をあわせて行う。なお、公開情報収集装置は、公開情報収集装置借上契約により、ネットワークの構築を含め、事業者から賃貸借により提供を受けている情報システムであるため、ネットワークの構成、L2スイッチの設定要件（IPアドレスを含む。）その他の技術情報について、官側として承知しておらず、本役務の履行に当たり必要となるこれらの技術情報については、契約相手方が準備するものとする。
- c) L2スイッチの設定後、公開情報収集装置がネットワークに確実に接続されているか、動作確認（ネットワークへの導通確認）を行う。
- d) L2スイッチの設定及び公開情報収集装置の動作確認は、各フェーズの翌日月曜日から公開情報収集装置を利用できるよう、官側を通じてフロア移設役務との連携を図りながら、各フェーズの適切な時期に実施することを基本とする。ただし、フロア移設役務の作業の進捗、機器の供給の遅延等、契約相手方によって統制できない事由により、翌日月曜日から利用に間に合うように設定及び動作確認を行うことが困難な場合には、官側と調整の上、設定及び動作確認の時期を決定する。
- e) L2スイッチの設定及び公開情報収集装置の動作確認によって、公開情報収集装置のネットワークが適切に作動しないことが判明した場合には、官側を通じてフロア移設役務との連携を図りながら、問題を解決する。

2.8 本契約の履行に必要な細部の調整

この仕様書に定めるもののほか、本契約の履行に当たり細部の調整が必要な場合には、契約相手方と官側で調整して決定するものとする。

3 品質保証

3.1 監査・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 情報の保全等

情報の保全等は、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に当たり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。
- c) 契約相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウィルススキャンソフトでウィルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

4.2 立入手続

立入禁止場所への立ち入り等については、次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、本役務の履行に当たり必要となるC3棟の立入禁止場所への立入手続について、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき、官側と調整の上、行うものとする。なお、立ち入りの申請が許可されるまでには期間を要することから、契約相手方は、本契約の締結後、速やかに申請の手続を行わなければならない。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うに当たっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養される、立ち入りにふさわしい人物をもって充てること。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業に当たっては、官側の立会者の統制に従うこと。

4.3 作業従事者名簿の提出

契約相手方は、本役務の契約締結後、速やかに作業従事者名簿（別記様式第1）を作成し、官側に提出する。

4.4 官側の支援

契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な官有器材及び施設等の利用
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.5 既設器材の破損

契約相手方が本役務の履行において既設器材に破損等を生じさせた場合には、契約相手方の責任の下で原状回復を行うものとする。

4.6 廃材の処理

本役務の履行等により廃材が生じた場合は、契約相手方が処分する。

4.7 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

作業従事者名簿

連番	会社名 (事業者名)	職名 (技術者)	ふりがな 氏名	業務範囲	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

※A4 版により作成のこと。